

平成30年度

消防委員会（第2回）会議結果

1 開催日時 平成30年12月7日（金）午後3時30分～午後5時15分

2 開催場所 成田市花崎町760番地
成田市役所 6階 中会議室

3 出席者
消防委員

大木 邦男、佐藤 弘、鈴木 由治、椿 孝司、長谷川 能正
朽木 茜、京須 與一、小泉 町子、山口 貫司、宮川 文枝

10名

出席職員

消防長（大谷 昌利）、次長（大野 勝也）
消防総務課長（青野 穰）、予防課長（渡辺 文明）
警防課長（鵜澤 正明）、指揮指令課長（小川 晴夫）
成田消防署長（八木 正道）、赤坂消防署長（山田 克己）
三里塚消防署長（郡 政明）、大栄消防署長（大木 昭二）

10名

消防団

団長（村島 義則）、副団長（湯浅 雅明）
副団長（岩立 一郎）、副団長（藤崎 和彦）

4名

事務局

消防総務課長補佐（松尾 芳幸）、消防総務課総務人事係長（藤崎 伸幸）
消防総務課主査（久保木 章智）

3名

4 議事

報告第1号 平成30年上半期消防概要について

（1）上半期の火災の概要

渡辺予防課長：

本年上半期の火災の概要について御報告いたします。
資料2ページをお開きください。
平成30年6月までの火災件数は、41件です。昨年6月と同じ件数でございます。
はじめに月別統計ですが、昨年と比較し、2月、5月の発生が多いようですが、

月ごとの件数は常に増減しております。その要因はわかっておりませんが、発生件数はここ数年、増減を繰り返しながら減少傾向でございます。

次に、「(2) 種別統計」、「(3) 出火原因」ですが、昨年と比較し、建物火災が多く発生しており、その他の火災が減少しております。両者には共通点があり、火入れやたき火など焼却中に、風に煽られたり、放置など、逃火や飛火により火源が移動し、建物に燃え移れば建物火災、周りの枯草などに移ればその他の火災、山林に移れば林野火災となります。

ただ今お話したように、たき火・火入れが原因の火災が12件と出火件数の約3割を占めてございます。

以上で予防課の御報告を終わります。

(2) 上半期の救急の概要

鵜澤警防課長：

本年上半期の救急・救助概要について御報告をさせていただきます。

資料の3ページをご覧ください。

本年上半期の救急出動件数は3,497件、昨年比で94件増加、搬送人員が3,042人、前年比で39人増加しております。

出動件数では前年同様、1月が704件と特に多くなっております。搬送人員におきましても、同様に1月が特に多く612人、前年比2名の増加となっております。救急出動は全国的に増加しており、本市も同様の状況にあります。

種別ごとの出動件数では、最も多いのが急病で2,291件と出動全体の約66%を占め、続いて一般負傷、交通事故、その他の順であります。

なお、その他の主なものは病院間を搬送する転院搬送であります。搬送人員につきましても同様の傾向であります。

【質疑等】

椿委員：高齢社会などの影響で出動数が増加するのは仕方ないが、数年前からテレビなどで耳にする救急車をタクシー代わりに使われる件数は、以前より減少しているのか。

鵜澤警防課長：救急搬送した傷病者のうち軽症の割合は、ここ数年50%程度で大きな増減はありません。警防課としましても、消防本部のイベントやホームページを活用して救急車の適正利用をお願いしているところです。

(3) 上半期の救助の概要

鵜澤警防課長：

続きまして、救助出動の概要についてであります。上半期の救助出動件数は59件で昨年比10件の増加でありました。

種別ごとの件数では交通事故が28件と最も多く発生し、昨年比が10件増加となります。次いでその他の事故が27件となります。その他の事故は、施錠された室内や車内に急病人がいるなど鍵やドアの破壊が必要となるケースなどがこれに当たります。

(4) 上半期のその他の概要

鶉澤警防課長：

次に、その他の概要であります、本年上半期の件数は506件と昨年比54件減少となります。

資料の5ページをご覧ください。

種別ごとの出動件数であります、PA連携が251件と昨年比64件減少となります。平成28年12月1日から救命対応の救急出動にAEDなどの救急資機材を配備した消防隊が同時に出動して、傷病者の処置や救急隊の補助にあたるPA連携出動の運用を開始したことにより、昨年同様、最も多い出動種別となります。続いて救急支援の148件でありました。PA連携との違いでございますが、交通事故現場での安全管理や救急車内までの搬送が困難な場合など救急隊の補助を目的としたものであります。

(5) 上半期の119番概要

小川指揮指令課長：

ちば消防共同指令センター及び成田市の119番通報概要について、ご説明いたします。

資料の5ページをご覧ください。

本年、上半期の119番通報月別統計ですが、ちば消防共同指令センターでは、昨年上半期と比較しますと2,775件増加しており、そのうち、成田市においては、611件増加しております。

次に、119番通報種別統計ですが、ちば消防共同指令センターでは、火災・救助・その他災害が減少しているものの、救急については、1,823件、その他は1,301件増加しております。

また、成田市においても、救急が177件、その他は457件増加しており、1日平均27件の通報がありました。

記載の件数は119番を受け付け、災害種別を選別し、出動指令を行ったものを計上しており、火災を受け付けした場合、消防隊が現場に到着した結果、火災でなかった場合でも、火災通報として受け付けした件数にカウントしています。

以上、簡単ではございますが、ちば消防共同指令センターで受け付けした119番通報について説明を終わります。

報告第2号 成田市行政改革推進計画の概要について

大野次長：

成田市行政改革推進計画とは、行政を取り巻く環境が急速に変化するなか、今後、ますます増加する新たな行政課題や市民ニーズに対応するため、これまで築き上げた個々の行政サービスの水準を将来的にも維持し、生涯を完結できる街づくりの実現を図るため、本市では「成田市第5次行政改革大綱」に2つの基本方針として「市民満足度を重視した行政サービスの向上」と「簡素で効率的・効果的な行政経営」を柱にし、市役所全体で取り組んでいるところです。その計画期間が本年度終了す

ることから次期行政改革推進計画として先程の2つの基本方針と5つの推進項目により、平成31年度から平成33年度の策定作業を進めてまいりました。

消防本部からは、6つの事業を掲げさせていただきましたので、それぞれの事業概要について各課から報告させます。

青野消防総務課長：

消防総務課からは「消防団の充実強化」と「消防体制の充実強化」について御報告させていただきます。

(1) 消防団の充実強化

初めに「消防団の充実強化」についてであります。地域防災における消防団の重要性については改めて申し上げるまでもないところです。

消防団員の確保、装備の充実、処遇の改善など「消防団の充実強化」を進めるうえで様々な課題があります。少子高齢化の進展と、被雇用者人口の増加が進むなか、とりわけ「消防団員の確保」は最優先課題の一つであります。その打開策の一つとして考えられるのが特定の活動に限定した「機能別分団」です。

これまで消防団充実強化検討委員会のなかで、その設置について協議がされてまいりました。会議では、採用する方向で、今後、対象者や採用方法等について引き続き検討することとされております。

この度、策定いたしました計画では、平成31年度に機能別分団の詳細について検討し、平成32年度の導入を目指し、平成33年度には新たな体制で訓練等に臨むことにしております。

目標は基本団員と機能別団員で条例定数の1,535人を掲げさせていただいております。

また、効果といたしましては大規模災害時の地域防災力の向上に期待しているところでもあります。

(2) 消防体制の充実強化

次に、「消防体制の充実強化」についてであります。本市の消防体制は消防本部4課、4消防署、4分署、職員が条例定数250名で運用しております。

この体制は、平成18年の市町合併で大栄消防署と下総分署が本市の管轄となったことに伴い、佐原市外五町消防組合からの移籍職員として50名、平成20年度の公津分署開設に伴う職員として20名を加え、250名とされたところでありませ

す。しかしながら、出動件数の増加や活動実態の変化、市民ニーズの多様化などが進み、消防を取り巻く環境も変化しております。

また、今後の展望といたしましても、国際医療福祉大学医学部付属病院の開院や、成田国際空港の機能強化など大規模な事業が予定されており、本市の社会インフラは大きく変貌することは確実であります。さらに、高齢化社会の進展に伴う救急需要の変化なども踏まえ、現在の消防体制では対応が困難となることが予想されます。

また、国が示す消防力の整備指針に照らしますと、職員数が充足率78.8%、消防ポンプ自動車の充足率が常備消防分では91.7%であります。行政規模等いわゆる類似団体と比較しますと、本市の消防力は充実しているという実態はござい

ますが、将来を見据え、災害や業務の実態を精査し、消防署所や車両、部隊配置、その運用等について検証し、消防体制の充実強化を進めてまいりたいと考えております。

計画では平成31年度・32年度に検討を行い、平成33年度に関係例規の改正につなげられればと考えております。

また、期待される効果といたしましては、時代に即した消防ニーズを的確に捉え、適正な消防力を配置することにより、市民の皆様の安全安心の負託に応えるものであると考えております。

消防総務課からは以上です。

【質疑等】

椿委員：先日、視察に行った長岡市では、大規模な災害時に対策本部を市役所に設置する計画だが、何らかの理由で市役所の機能が停止した際は、別の場所にある消防本部で対策本部が設置できるような設備があった。成田市は消防本部が市役所と同じ建物にあるが、大規模災害時に市役所機能が停止したときに、別の場所に災害対策本部を設置することはできるのか。

青野消防総務課長：成田市の災害対策本部は市役所3階の庁議室と執務室として6階大会議室に設置する計画になっており、市役所庁舎が被災した場合は代替施設として加良部公民館、玉造公民館、遠山公民館を計画しております。

椿委員：消防本部は市役所との合同庁舎となっているが、別の場所に移転する計画はあるのか。

青野消防総務課長：計画はありません。消防本部については、市役所との合同庁舎であることで事務が効率的に行うことができるという部分もあります。成田消防署については、別の場所に移転することで訓練場所の確保などのメリットはあります。

移転には用地の確保や他の消防署との位置関係を考慮する必要があり、難しいところです。

鵜澤警防課長：

警防課からは「応急手当普及活動の推進」と「消防本部開発行為等指導要領等の整備」について御報告させていただきます。

(1) 応急手当普及活動の推進

現在、本市の消防本部では普通救命講習会等を指導できる応急手当普及員の増加を図り、応急手当講習の受講者数を増加させ、更なる普及活動を推進し、救命率の向上に努めているところであります。

現在の応急手当普及員数は180人であり、応急手当講習受講者数は平成28年度2,402人、平成29年度3,323人となりました。

なお、小中学校、高等学校が昨年より救命講習が義務化となったこと、また、国際医療福祉大学の学生が積極的に応急手当普及員講習を受講してくれていることな

どにより、さらに受講者数は増えるものと見込んでおります。

(2) 消防本部開発行為等指導要領等の整備

「成田市消防本部開発行為等指導要領」と「成田市消防本部消防活動用空地設置基準」は、本市における建築や宅地造成等を申請する事業者に、災害等の防止や消防の任務を全うするために、必要な消防施設の整備基準を示し、適切な指導を行うことで、円滑な消防活動につなげることを目的としております。

「成田市消防本部開発行為等指導要領」では消火栓や防火水槽の消防水利の設置基準や、はしご車が活動するために空地を必要とする対象物を示しており、「成田市消防本部消防活動用空地設置基準」は「成田市消防本部開発行為等指導要領」内で示した空地を設置する際に必要な事項を示しております。

現在の指導要領では、宅地造成等の開発行為に対する指導が主眼となっており、大規模な開発行為等に対して、より詳細な指導ができるように今回一部修正し整備するものです。

警防課からは以上です。

【質疑等】

宮川委員：応急手当普及員講習会はどこで行っているのか。

鵜澤警防課長：普通救命講習等の申し込みに関しては、「広報なりた」などでお知らせしています。また、事業所等でも、ある程度の人数が集まれば出向いて行うことができます。

宮川委員：受講者には受講証のようなものがもらえるのか。

鵜澤警防課長：修了証を発行しています。

長谷川委員：自主防災会で消防署ではなく、防災士会に依頼して心肺蘇生法を教えてもらおうと修了証が発行されないが、修了証が出る・出ないの差は何か。

鵜澤警防課長：消防本部で実施している講習については、発行しています。

小川指揮指令課長：

指揮指令課からは「障がい者等に対応した緊急通報システムの導入」と「消防・指揮体制の強化」について御報告させていただきます。

(1) 障がい者等に対応した緊急通報システムの導入

本システムは、聴覚や発語に障がいがある方のために、スマートフォンや携帯電話を利用して、音声によらない119番通報を可能にする「Net 119」をちば消防共同指令センターの構成消防本部において導入するものです。現在、平成32年2月に正式運用できるように準備を進めております。

(2) 消防・指揮体制の強化

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向け、消防本部が取り組むべき課題を精査し、計画的に消防体制の充実強化を図り、市民及び本市来訪者の安全・安心を確保することを目的に、同競技大会消防対策委員会を本年5月に設置しました。

これまで4回の委員会を実施しており、今年度「対応計画書」を策定する予定であります。

今後、「対応計画書」に基づいた取り組みを実施しつつ、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、更なる消防・指揮体制の強化を図ってまいります。

指揮指令課からは以上です。

報告第3号 高度救助隊の概要について

鵜澤警防課長：

高度救助隊の概要についてご説明させていただきます。

資料の10ページをお開きください。

高度救助隊とは地震災害等に特化した高度救助器具を装備するとともに、人命の救助に関する専門的な教育を受けた隊員などで編成され、救助工作車Ⅲ型を運用します。

高度救助隊は全国732消防本部で103隊運用しており、千葉県では31消防本部で10隊が運用しているところであります。近隣では佐倉市八街市酒々井町消防組合消防本部及び山武郡市広域行政組合消防本部が高度救助隊を配備しております。

高度救助隊の装備であります。高度救助器具といたしまして画像探査機、地中音響探知機、地震警報器、熱画像直視装置及び夜間用暗視装置を配備し、また、特殊災害用資機材として化学剤検知器、放射線測定器及び化学防護服等を装備します。

資料の11ページをご覧ください。

高度救助隊発足に向け、平成30年9月1日から、近隣2消防本部に協力を得て、ロープレスキュー、CSR、クリビング・ショアリング及びCBRNE訓練等を実施しており、平成31年4月1日に高度救助隊の運用を開始する予定です。

なお、詳しい訓練内容にありましては、資料をご覧くださいと思います。

以上、高度救助隊の概要説明とさせていただきます。

報告第4号 消防団IP無線及びネットワーク対応無線について

青野消防総務課長：

消防総務課から報告第4号「消防団IP無線およびネットワーク対応無線について」ご説明申し上げます。

まず、「IP無線とは何か」と申しますと、携帯電話のデータ通信機能を利用して、通信を行う無線です。携帯電話のデータ通信機能を使っていますので、通話

エリアは日本全国どこでも届きます。ただし、月額使用料が掛かるデメリットがあります。

次にネットワーク対応無線についてですが、既存の通信体制は消防団役員と各消防団に配置している簡易デジタル無線の移動局同士で通信していました。移動局同士の通信エリアは障害物の影響を受けますが、1～4 kmしかありませんので、1つの災害では非常に有効でしたが、広範囲への通信は困難な体制になっていました。

以上のことを踏まえまして説明させていただきます。

資料13ページをお開きください。

大規模災害時等の消防団の情報収集機能と消防団活動本部と各分団・各部の連携の強化を図るため、消防団簡易デジタル無線のアンテナを市役所庁舎屋上と下総分署に設置しました。また、大栄・下総地区における良好な通話状態を確保するため、新たにIP無線機を導入いたしました。

上段の表をご覧ください。

消防団の出動までのイメージです。119番通報を受けた指令センターから消防本部への出動指令と合わせて火災発生メールが配信され、同メールを受けて各消防団員が現場に出動します。

下段の表は、これまでの消防団の大規模災害における通信体制のイメージです。消防団活動本部から各分団への指示は、携帯電話で個別に伝達され、分団長から各部への指示は消防団無線を活用しております。また、距離が近い場合は各分団間につきましても消防団無線を活用し、連携が取られることとなっております。

14ページを上段の表をご覧ください。

今後の大規模災害における通信体制のイメージです。消防団活動本部からの指示は市役所屋上のアンテナから、市内の各分団・各部に一斉に伝達されます。また、大栄・下総の一部電波の弱い地域の対策としてIP無線機を介して下総分署のアンテナから電波を送信する設備を新たに導入させていただきました。

下段の表は電波の到達エリアの拡大イメージです。現在の消防団無線の移動局同士の通信では、建物や地形的な条件にもよりますが、通話可能距離は1～4 km程度でありましたが、市役所屋上にアンテナを設置することで通信可能距離が8～10 kmと大栄・下総の一部を除き概ねカバーされることとなります。

次ページの表はネットワーク無線機とIP無線機のイメージです。

IP無線とネットワーク対応無線の整備に伴い、12月1日、2日に実施した消防団大規模災害初動対応訓練において、通信訓練を実施いたしました。一部不感地域もありましたが、市内全域で概ね良好な通信状態であることが確認されました。

このネットワーク無線の効果として、大規模災害時等における市内の被害の全容を最も早く把握でき、迅速な初動対応と、限られた防災リソースの有効活用につながるものであります。

また、消防団本部が各分団・各部と直接通信できることから、被害状況に応じた柔軟な部隊運用が可能であり、非常に有効なツールであると実感したところであります。

今後は、このシステムをより効果的に活用するため、各地域における電波の受信状況の把握と、災害時の運用ルール等について整理してまいりたいと考えております。

【質疑等】

椿委員：IP無線を使うには資格が必要なのか。

青野消防総務課長：資格は必要ありません。

佐藤副委員長：全団員に配置するのか。

青野消防総務課長：使用料が月額3,600円掛かることから、消防団活動本部に1台のみ配置しました。

椿委員：下総分署にアンテナを設置したとのことだが、災害による停電時に非常電源はどのくらいの時間対応できるのか。

青野消防総務課長：概ね8時間対応でき、発電機に燃料を供給すれば継続して対応可能です。

京須委員：携帯電話の電波を使用するとのことだが、災害時で携帯電話が使えないときは、無線も使えないということか。

青野消防総務課長：そのとおりです。ただし、データ通信を使用していますので、音声通信よりは使用できる可能性はあります。また、下総分署から直接送信することで、通話体制を維持することもできます。

5 その他

消防団女性部の新入団員について

青野消防総務課長：

平成29年4月1日付けで消防団女性部が発足し、地域防災力のさらなる向上を目標に掲げ活動してまいりましたが、本年10月1日付けで国際医療福祉大学医学部の1年生4名が新たに団員となり、同25日に辞令交付式を行いました。

12月1日号の「広報なりた」に掲載されましたが、新入団員はインタビューに対し、「医療と消防の懸け橋になりたい。消防団と医師には人の命に携わるという共通点があります。消防団活動を通して学んだことを、医師になった時に生かしていきたいと思っています。」とコメントしておりました。

現在は、出初め式に向け規律訓練の習得に取り組んでおります。指導に当たった消防団役員と女性部の方からは理解度が早く覚えが良いと聞いております。

女性部の新入団員についての御報告は以上です。

6 質疑

佐藤委員長：消防団器具庫の周りの雑草が気になることがある。年に数回、整備してもらいたい。

村島団長：今回の意見を受けまして、器具庫内及び周囲をしっかりと管理するように各部に伝達いたします。

7 傍聴者
1人

8 次回開催日時（予定）
平成31年3月